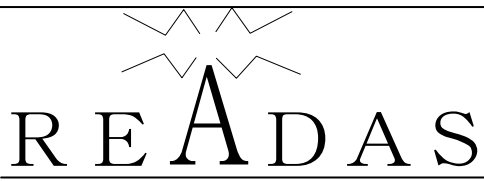


第 4687 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 3月13日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 雇用促進税制の適用

Q：この確定申告から、雇用促進税制の適用が受けられるとか。どのようになっているのですか？

A：次のようになっています。事前に雇用促進計画の届出が必要です。

【解説】

個人における雇用促進税制は、次のような内容になっています。

①対象者

青色申告書を提出する個人

②要件

- ・公共職業安定所長に雇用促進計画の届出を行うこと
- ・その事業年度末の従業員のうち雇用保険一般被保険者の数が前事業年度末に比して10%以上、かつ、5人以上(中小企業者等については、2人以上)増加していること
※中小企業者とは、常時使用する従業員の数が千人以下の個人をいいます。
- ・公共職業安定所長の確認を受けること

③適用期限

平成24年から平成26年までの各年分

④制度の概要

その年度の所得税額から、増加した雇用保険一般被保険者の数に20万円を乗じた金額が控除(税額控除)できます。ただし、その年分の事業所得にかかる所得税額の10%(中小企業者等については、20%)が限度となります

